

◆衛生費

保健衛生やごみ対策などに関する予算です。

健康管理センターで各種検査や健康診断、育児相談など保健事業を実施し、みなさんの健康増進のお手伝いをします。

ごみ対策として、分別収集の徹底を行い、ごみの減量化を推進します。また、前年度に引き続き、不法投棄の防止対策として、ごみステーション等を中心とした町内パトロールを推進します。さらに一般家庭における住宅太陽光発電システム設置や低公害車購入に対する補助事業を実施します。



◆消防費

みなさんの生命と財産を守るため昼夜を問わず活躍している消防団員の活動費や消防施設整備などに関する予算です。

今年度は、員弁川右岸に新たな水防倉庫建設のための用地取得を行います。また、各地区での消火栓の新設・改修を行います。

防災対策として、前年度に引き続き、災害時要援護者の地震時の被害を軽減するため家具転倒を防止する災害時要援護者宅家具固定事業、一般木造住宅における耐震診断事業及び耐震補強のための補助事業等を実施します。

◆諸支出金

主に特定目的のための資金積立などに関する予算です。

今年度も引き続き水道事業会計への補助や、特定目的のための基金への積立を行います。

◆農林水産業費

農業、水産業などに関する予算です。

用排水路の修繕工事、水稲の生産調整に対する助成や農園活動を通じての地域交流を目的とした、いきいき農園設置に対す

る補助事業を実施します。また、町内における農地の地籍調査や川越漁港の改修事業を実施します。

◆商工費

商工業の振興などに関する予算です。

前年度に引き続き、中小企業融資制度に係る保証料補助事業や朝明商工会への運営補助及び施設建設補助を実施します。



ご利用ください 町政への提案箱

町民の皆さんからの町政に対する幅広い考えを積極的に町の施策に反映させ、町民の皆さんと町とのコミュニケーション向上を図るため、「町政への提案箱」が庁舎1階町民ホールに設置されています。

皆さんが日ごろ考えていることや、来庁されて感じたことなど、ご自由にお書きください。

問い合わせ先 企画情報課 TEL 366・7112

国民年金の保険料

保険料は月額1万5100円

国民年金の保険料は、平成29年度まで毎年度引き上げられることになっていて、平成22年度の保険料は月額1万5100円となっています。毎月の保険料は、厚生労働省から毎年4月の下旬に送られてくる1年分の「納付書」によって翌月の末日までに納めます。

窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）またはコンビニエンスストアとなっています。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

有利な前納割引制度

保険料は、1年分または6カ月分など、定められた月数分について、前納すると割引になります。

月々の保険料を「口座振替の早割」で一カ月早めて納付すると、年間600円（月額

50円）の割引になります。

なお、平成22年度の一部納付（一部免除）の保険料月額額は、4分の3納付で1万1330円、半額納付で7550円、4分の1納付で3780円となっていますが、この一部納付についても前納制度が設けられています。

前納制度と口座振替等の詳細については、年金事務所にご相談ください。

【問い合わせ先】

四日市年金事務所

TEL 353・5513

町民環境課

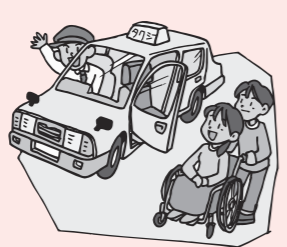
TEL 366・7115



重度障害者タクシー料金助成事業と自動車燃料費助成事業のご案内

川越町では障がいのある方の外出や社会参加の促進を図ることを目的として、次の2つの事業を行っています。

これらの事業はタクシー料金助成事業と、自動車燃料費助成事業のうち、どちらか一方の助成となります。助成を希望される方は、必要書類を揃えて福祉課窓口で申請してください。申請した月から助成の対象となります。

事業名	タクシー料金助成事業	自動車燃料費助成事業
助成内容	町が指定するタクシーの初乗運賃相当額を助成。 1か月につき、タクシー乗車券（初乗料金）5枚（3,150円）、年間60枚を交付。 なお、人工透析治療を受けている方は、1か月につき10枚、年間120枚を交付。	1か月に要した自動車燃料費を助成。 ただし、1か月につき3,000円が上限。
対象者等	川越町に住所を有し、次のいずれかの障がいに該当する方 ①身体障害者手帳 1級、2級、3級 ②療育手帳 A1、A2、B1 ③精神障害者保健福祉手帳 1級、2級、3級 ※①②③とも施設に入っている方、自動車燃料費の助成を受けている方は、除きます。	川越町に住所を有し、次の障がいに該当し、障がい者本人が普通自動車を運転、又は障がい者と住民票を同じくし、生計を一にしている方が普通自動車を運転する場合 ①身体障害者手帳 1級、2級、3級 ②療育手帳 A1、A2、B1 ③精神障害者保健福祉手帳 1級 ※①②③とも施設に入っている方、タクシー料金の助成を受けている方は、除きます。
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> 申請書、印鑑 障害者手帳の写し 	<ul style="list-style-type: none"> 申請書、印鑑、振込希望口座の通帳 障害者手帳の写し 運転免許証の写し (家族運転の場合は、運転する家族の運転免許証) 自動車車検証の写し <p>※注意：自動車車検証の所有者又は使用者の欄に障がい者本人の氏名又は生計を一にする者の氏名が記載されているものに限りです。</p>